様式1（死体火葬）

年　月　日

焼骨の引き取りに関する確認（依頼）書

（焼骨＜＝死んだ人を焼いた後の骨＞を持ち帰らない時に出す紙）

豊田市長　様

○古瀬間聖苑利用許可を受けた者

（死んだ人を焼くために古瀬間聖苑を使うことをお願いした人）…①

・住　所 .....

・名　前 .....

・電話番号 .....

○確認（依頼）者（持ち帰らない人）…②

□　施設利用許可を受けた者と同じ（上の①と同じ人）

□　施設利用許可を受けた者以外（上の①と違う人）

以下に記載してください（下にあなたのことを書いてください）

・施設利用許可を受けた者との関係

（あなたと上の①の人との関係）.....

・住　所 .....

・名　前 .....

・電話番号 .....

・施設利用許可を受けた者にも以下を確認しました　□

（上の①の人も、下に書いてあることを知っています　□）

下記の者について、焼骨の《□全部／□一部》を引き取りません。

（下の人の焼骨の《□全部／□一部》を持ち帰りません。）

引き取らなかった焼骨の豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項による豊田市長が行う処理について、下記のとおりであることを確認し、焼骨の処分を依頼いたします。

（豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項の焼骨の処理のことについて、下に書いてあることを確認しました。焼骨の処分をお願いします。）

○引き取らなかった焼骨は以下のとおり処分されること

（持ち帰らなかった骨は、下のように処分します）

合同の保管 → 委託業者により、収集 → 集積処理→最終供養

（古瀬間聖苑で他の人の骨と一緒に置いておく→骨を受け取りに来る業者に渡す（１年に２回）

→業者が他の骨と一緒に、大切に処理する）

○引き取らなかった焼骨の返還は不可能であること

（持ち帰らなかった骨を、後から返すことはできません）

○確認をした人は、親族等の関係者への説明を引き受けていただくこと及び焼骨処分等におけるトラブルが生じた場合は責任を持って対応すること

（上の②の人は、焼骨を持ち帰らないことについて、死んだ人の家族や友達などに説明をしてください。古瀬間聖苑からは説明をしません。焼骨を持ち帰らないことについてのトラブルは、自分で解決してください）

記

死亡者の氏名 **（死んだ人の名前）** **性別** **生年月日** **（生まれた年・月・日）**	**ﾌﾘｶﾞﾅ（なまえ）** **氏**	**名**	**男** **女**	**明治・大正・昭和・平成・令和・西暦** **年　月　日生**
死亡年月日 **（死んだ年・月・日）**	**年　月　日**			
死亡者の住所 **（死んだ人の住所）**				
火葬の場所 **（死んだ人を焼くところ）**	**豊田市古瀬間町小田８２０番地　古瀬間聖苑**			
火葬施設の利用日時 **（死んだ人を焼く日にちと時間）**	**年　月　日　[午前・午後]　時　分　火葬**			

（お願い）「死体火葬許可書」提出時又は収骨終了までに聖苑受付へご提出ください。

（この紙は、「死体火葬許可書＜＝死んだ人を焼くための紙＞」と一緒に古瀬間聖苑の受付に出してください。出すことを忘れたときは、収骨＜＝焼骨を拾うこと＞が終わるまでに必ず出してください。）

○豊田市古瀬間聖苑管理規則　第4条（焼骨、遺体等の引取り）

1　聖苑の利用許可を受けた者は、市長が指定した日時にその焼骨、遺体等を引き取らなければならない。

2　前項に規定する日時に利用者が焼骨、遺体等を引き取らないとき、又は聖苑の管理上支障があると認めたときは、市長においてこれを処理することができる。

様式2（死胎火葬）

焼骨の引き取りに関する確認（依頼）書

（焼骨＜＝死んだ人を焼いた後の骨＞を持ち帰らない時に出す紙）

豊田市長　様

○古瀬間聖苑利用許可を受けた者

（死んだ人を焼くために古瀬間聖苑を使うことをお願いした人）…①

・住　所 ……

・名　前 ……

・電話番号 ……

○確認（依頼）者（持ち帰らない人）…②

□　施設利用許可を受けた者と同じ（上の①と同じ人）

□　施設利用許可を受けた者以外（上の①と違う人）

以下に記載してください（下にあなたのことを書いてください）

・施設利用許可を受けた者との関係

（あなたと上の①の人との関係）……

・住　所 ……

・名　前 ……

・電話番号 ……

・施設利用許可を受けた者にも以下を確認しました　□

（上の①の人も、下に書いてあることを知っています　□）

下記の者について、焼骨の《□全部／□一部》を引き取りません。

（下の人の焼骨の《□全部／□一部》を持ち帰りません。）

引き取らなかった焼骨の豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項による豊田市長が行う処理について、下記のとおりであることを確認し、焼骨の処分を依頼いたします。

（豊田市古瀬間聖苑管理規則第4条第2項の焼骨の処理のことについて、下に書いてあることを確認しました。焼骨の処分をお願いします。）

○引き取らなかった焼骨は以下のとおり処分されること

（持ち帰らなかった骨は、下のように処分します）

合同の保管 → 委託業者により、収集 → 集積処理→最終供養

（古瀬間聖苑で他の人の骨と一緒に置いておく→骨を受け取りに来る業者に渡す（１年に２回）

→業者が他の骨と一緒に、大切に処理する）

○引き取らなかった焼骨の返還は不可能であること

（持ち帰らなかった骨を、後から返すことはできません）

○確認をした人は、親族等の関係者への説明を引き受けていただくこと及び焼骨処分等におけるトラブルが生じた場合は責任を持って対応すること

（上の②の人は、焼骨を持ち帰らないことについて、死んだ人の家族や友達などに説明をしてください。古瀬間聖苑からは説明をしません。焼骨を持ち帰らないことについてのトラブルは、自分で解決してください）

記

父母の氏名（死んだこどもの父と母の名前）	**父（ちち）**	**母（はは）**
父母の住所（死んだこどもの父と母の住所）		
性別（死んだこどものこと）	**男　・　女　・　不詳（わからない）**	
妊娠週数（どのくらい、おなかの中にいましたか）	**満　　週**	
火葬の場所（死んだこどもを焼くところ）	**豊田市古瀬間町小田８２０番地　古瀬間聖苑**	
火葬施設の利用日時（死んだこどもを焼く日にちと時間）	**年　月　日　[午前・午後]　時　分　火葬**	

（お願い）「死体火葬許可書」提出時又は収骨終了までに聖苑受付へご提出ください。

（この紙は、「死体火葬許可書＜＝死んだ人を焼くための紙＞」と一緒に古瀬間聖苑の受付に出してください。出すことを忘れたときは、収骨＜＝焼骨を拾うこと＞が終わるまでに必ず出してください。）

○豊田市古瀬間聖苑管理規則　第4条（焼骨、遺体等の引取り）

1　聖苑の利用許可を受けた者は、市長が指定した日時にその焼骨、遺体等を引き取らなければならない。

2　前項に規定する日時に利用者が焼骨、遺体等を引き取らないとき、又は聖苑の管理上支障があると認めたときは、市長においてこれを処理することができる。